

消防協力者に感謝状を贈呈

市では、災害現場などでの功労者や消防協力者に対してその功績をたたえ、感謝状を贈呈しています。

今回、市内で発生した火災現場での消火活動などを行った次の方々に感謝状を贈呈しました（敬称略）。

◆消防協力者

渡邊一宇（相模が丘）
 入木颯良（相模が丘）
 高橋政利（入谷西）
 高橋真美（入谷西）
 吉川精一（入谷西）
 吉川靖博（入谷西）
 山本喜兵衛（入谷西）

吉川一寿（入谷西）
 伊藤卓男（四ツ谷）
 読売センターさがみ野（さがみ野）

◆人命救助協力者

勝畑裕也（相模が丘）
 滝澤康裕（相模が丘）
 岩崎圭汰（相模が丘）



贈呈式の様子

担当

消防総務課 ☎046(256)2212 ☎046(256)2215

たばこによる火災を防ぎましょう

市内では令和元年（平成31年）に34件の火災が発生しました。火災の主な原因の中で、たばこは毎年上位を占めています。

たばこの火は小さいですが、周囲の状況や管理の仕方によって大きな火災に発展する恐れがあります。たばこによる火災は、喫煙者一人一人が火災の危険性を理解し、次のことに気を付けることで防ぐことができます。火災予防に努めましょう。

たばこによる火災を防ぐために

- 決められた喫煙場所を利用する。
- 寝たばこをしない。
- 火気厳禁の場所で喫煙しない。
- 灰皿を使用し、ポイ捨てをしない。
- 灰皿の吸い殻を定期的に捨てる。
- 完全に消火するため、灰皿に水を張るようにする。

担当

予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

消毒用アルコールの安全な取り扱い

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒などのため、消毒用アルコール（危険物第四類アルコール類に該当）を使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、発生する蒸気も可燃性で空気より重く低所に滞留しやすいため、取り扱う場合には次のことに注意してください。

- 火気の近くで使用しない。
 - 消毒や容器の詰め替えなどを行う場合は、風通しの良い場所や換気が行われている場所で行う。また、密閉した室内などで多量の噴霧は避ける。
 - 容器の詰め替えを行う場合は、漏れや溢れ、飛散などに注意し、容器に「消毒用アルコール」「火気厳禁」などの注意事項を記載する。
 - 設置、保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器を落下させたり衝撃を与えたりしないようにする。
- ※病原体に強い効果を示す消毒剤には、人体への毒性が高いこともあるため、噴霧による毒性吸入の危険性に注意が必要です。

担当

予防課 ☎046(256)2213 ☎046(256)3225

新型コロナウイルス 事業者、就業者などの相談、郵送による手続きなど

事業者向け 経営や金融の相談先

相談先	電話番号	相談時間(いずれも平日)
神奈川県金融課	☎045(210)5695	午前8時30分～午後5時15分
(公財) 神奈川県産業振興センター	☎045(633)5201	午前8時30分～午後5時15分
神奈川県信用保証協会厚木支店	☎046(221)0633	午前8時30分～午後5時15分
日本政策金融公庫厚木支店	☎046(297)5071	午前9時～午後5時
座間市商工会	☎046(251)1040	午前9時～午後5時
県中小企業団体中央会	☎045(633)5131	午前9時～午後5時30分
(公社) 商連かながわ	☎045(633)5184	午前9時～午後5時
県商店街振興組合連合会	☎045(633)5133	午前9時～午後5時30分

総合的な支援

経済産業省ホームページ (www.meti.go.jp/covid-19/index.html) をご覧ください。

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証などの認定、相談先がわからない場合は、担当へお問い合わせください。

担当

商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550

収入が減るなどで生活にお困りの方

◆生活に関する困りごとは自立サポート相談へ

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を含め、さまざまな要因で収入が減るなどし、生活が困難または困難になる恐れがある方へ、「自立サポート相談」として支援を行っています。また、休職、離職などの理由で住居を失う恐れのある方へ家賃の給付や、安定した生活を持続的に進めるようになるための支援を行います。一人で悩まずにまずはご相談ください。

◆緊急小口資金などの特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯へ、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置を設けています。希望者は、事前に問い合わせ先へお問い合わせください。

○問い合わせ先 市社会福祉協議会 ☎046(266)2004（受け付けは午前9時～午後5時）

担当

生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

証明書などの郵送による取得方法・コンビニエンスストアでの証明書発行

◆郵送による取得

市に本籍がある方の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄・抄本）や市に住民登録がある方の住民票の写しなどの証明書は郵送で請求することができます。詳しくは担当へお問い合わせください。

◆コンビニエンスストアでの証明書の取得

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードや利用登録済みの住民基本台帳カードをお持ちの方は、各種証明書をお近くのコンビニなどのマルチコピー機設置店舗で取得できます。

担当

戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550